



家庭用のテレビ・薄型テレビ・冷蔵庫及び電気冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコンは「ごみ」には出せません!!

薄型テレビ(液晶・プラズマ式)・衣類乾燥機は平成21年4月1日から出せなくなっています。

平成13年4月から始まった家電リサイクル法により、不要となった家庭用のテレビ、冷蔵庫、電気冷凍庫、洗濯機、エアコンに加えて「薄型テレビ(液晶・プラズマ式)・衣類乾燥機」は平成21年4月1日から「ごみ」として出すことは出来なくなっています。指定された家電製品は販売店が引き取り、製造メーカーの責任でリサイクルします。

いらなくなった指定家電製品はどうするの。

買い換える場合 購入する販売店に廃棄する家電製品の引き取りを依頼して下さい。

廃棄のみの場合 ①購入先が分かっている時は、購入販売店に引き取りを依頼して下さい。
②購入先が分かっても転勤などで近くに購入した販売店がない時は、③により引き取りを依頼して下さい。
③購入先が不明な時は、組合が指定する「義務外品引取協力店」に引き取りを依頼して下さい。

義務外品引取協力店

今 金 町	北 檜 山 区	瀬 棚 区	大 成 区
(有)山崎商会 ☎82-0136 イエローグローブ今金店 ☎82-3411 Aコープいまかね店 ☎82-0851 ホンマ電気商会 ☎82-0634 大倉電気 株 ☎82-0321	(有)山崎商会 ☎84-5306	(有)くまのでんき ☎87-3425 (有)小西電気商会 ☎87-3024	(有)手塚電気 ☎4-5055 (株)北幸 ☎2-3546

家電リサイクルの取り組み

テレビや冷蔵庫などの家電製品は、鉄、銅、アルミなどの金属、プラスチック、ガラス、ゴムなどの多くの材料で構成されています。

これらの材料は原料として再利用することができるので、解体工場で作業により解体分別し洗浄、不純物の除去等を行い新製品の材料として再生されます。

家電リサイクル法に指定された製品を破壊したり、自由解体したりすると解体工場での手作業による解体分別が困難になり、材料として再利用することが出来なくなりますのでご注意ください。

また、破壊したり自由解体されたものであっても「ごみ」としては扱えないので北部松山衛生センター組合で受入れ処分することはできませんのでご注意ください。



組合指定の不燃物ごみ袋に入れられていた小型テレビ

排出者負担

メーカーが決めたリサイクル料金

+

販売店が決めた収集・運搬料金

販売店に支払う…

排出者は、製造メーカーが公表したリサイクル料金に収集・運搬料金を加算して販売店などに支払わなければなりません。収集・運搬料金は、販売店が製造メーカーの指定引取所まで運搬する費用です。

リサイクル料金の支払いは…?

指定家電製品及び大手メーカーのリサイクル料金

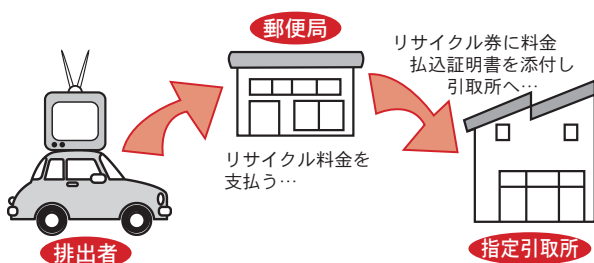
ブラウン管式 テレビ	薄型テレビ(液晶・プラズマ式)		冷蔵庫及び電気冷凍庫		洗濯機 衣類乾燥機	エアコン
	画面サイズが15V型以下のもの	画面サイズが16V型以上のもの	170L以下	171L以上		
2,970円～	1,870円～	2,970円～	3,960円～	5,060円～	2,640円～	1,650円～

上記の額は消費税込。なお収集・運搬料金が別途加算されますので、引き渡す際に販売店にご確認下さい。(メーカー又は大きさによってリサイクル料金が異なるものもありますのでご注意ください。)

自分で運搬することもできます。

いらなくなった指定家電製品(テレビ・薄型テレビ・家庭用冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン)を廃棄するとき排出者本人が自ら製造メーカーが指定する指定引取所まで運搬して引き取ってもらうこともできます。

この場合は、最寄りの郵便局でリサイクル券に必要事項を記入してリサイクル料金を支払い、リサイクル券に料金払込証明書を添付の上、家電製品に貼って指定引取所まで運搬します。(リサイクル券代・振込手数料は別料金。)



メーカーの指定引取所

※下記の指定引取り業者においてA・Bグループ両方の製造業者の家電製品を引取ることが出来るようになっています。

グループ	家電製品製造業者	指定引取り業者	住所連絡先
Aグループ	パナソニック(株)・東芝ビクター・日立・三菱	(有)ヤスニシ商会	瀬棚郡今金町字田代329 ☎(0137)82-2862
Bグループ	三洋・シャープ・ソニー・アイワなどの製品		
		日通函館運輸(株) せたな営業所	せたな町北檜山区北檜山125-4 ☎(0137)84-5224

※上記以外のメーカーの製品は、販売店か引取業者又は、組合までお問い合わせ下さい。